

令和七年

鹿児島県議会定例会

決算特別委員会会議録

第五号（農政部）

一、委員会を開催した年月日、場所

令和七年十月十日（金曜日）

産業経済委員会室

二、出席した委員の氏名

永井 章義	委員長
森 昭男	副委員長
いぬぶし 浩幸	委員
元山 ひさや	〃
小川 みさ子	〃
岩重 あや	〃
しらいし 誠	〃
田畑 浩一郎	〃
大久保 博文	〃
前野 義春	〃
柳 誠子	〃
藤崎 剛	〃
田之上 耕三	〃

三、欠席した委員の氏名
なし

四、出席した委員外議員の氏名

なし

五、鹿児島県議会委員会条例第十九条による出席者

農政部

大平 晃久	部長
坂元 加奈子	次長
中村 育生	次長兼かごしま食輸出戦略総括監
福重 哲也	獣医務技監
新川 浩一	農業土木技監
新庄 章代	農政課長
上永田 剛志	かごしまの食輸出・ブランド戦略室長
前迫 誠	農村振興課長
藤田 和樹	農地調整監
久保 知大	むらづくり企画監
八反田 建二	農業経済課長
町田 智史	農協指導監
四宮 守人	経営技術課長
植村 亜紀子	担い手対策監
町田 孝男	農産園芸課長
大迫 公博	特産作物対策監

児島 浩貴 畜産振興課長
 藏菌 光輝 家畜防疫対策課長
 上山 勝行 畜産流通対策監
 鍋田 康之 農地整備課長
 下窪 健一 国営事業対策監
 梅北 隆一 農地保全課技術補佐
 山下 暢尚 総括工事監査監
 厚ヶ瀬 英俊 農業開発総合センター所長兼
 農業大学校校長

議事事務局

山本 絵美 委員会第二係長
 上今 朋未 委員会第五係長

六、会議に付した事件

(一)議案

議案第八六号 令和六年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求め
 る件

七、審査経過

午前九時五十九分開会

○永井委員長 それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。本日は農政部の審査であります。ただいまから、農政部の審査を行います。はじめに、農政部長の総括説明をお願いいたします。

○大平農政部長 おはようございます。それでは、農政部関係の令和六年度主要施策の成果の概要につきまして、主要施策の成果に関する調書によりまして御説明申し上げます。分量が多いためポイントを絞って御説明させていただきます。

まず、六ページを御覧ください。

(一)産地パワーアップ事業につきましては、意欲ある生産者等が高収益作物・栽培体系への転換を図るために必要な農産物処理加工施設や、農業用機械の導入等を支援したところでございます。それから一番下の(二)、環境と調和した農業推進事業につきましては、化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に向けまして、天敵生物を活用したIPM技術の導入や、堆肥の施用、また、有機農業などに取り組む農業者に対する支援を行ったところでございます。

次に八ページを御覧ください。

(一)鳥獣被害対策推進事業につきましては、野生鳥獣による農作物被害の防止・軽減を図るため、県鳥獣被害対策アドバイザーの派遣や研修会の開催、県が実施する広域捕獲活動における生息状況調査や、市町村が行う侵入防止柵の整備や捕獲の活動経費の助成等を行ったところでございます。

次に、十一ページを御覧ください。

中ほどの、(一)活動火山周辺地域防災営農対策事業につきましては、桜島の降灰等による農作物被害を防止・軽減するため、被覆施設や茶の洗浄施設等の防災営農施設の整備を、八十六地区で行ったところでございます。

次に、十四ページを御覧ください。

一番下の(二)特殊病害虫対策事業につきましては、アリモドギゾウムシやかんきつクリーニング病、ミカンコミバエなどの特殊病害虫につきまして、未発生地域での侵入警戒調査を行うとともに、発生地域においては、蔓延防止や根絶に向けた防除活動に取り組んだところでございます。

次に、十五ページを御覧ください。

中ほどの(三)家畜伝染病予防事業につきましては、十六ページのエの(ア)の発生状況になりますけれども、昨年十一月以降、三養鶏場におきまして、高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、迅速な殺処分等の防疫措置や消毒ポイントの設置及び全戸消毒による防除対策、防疫対策を行ったところでございます。

次に、十八ページを御覧ください。

(六)です。家畜保健衛生所施設整備事業につきましては、老朽化した始良家畜

保健衛生所の移転整備のため、移転先となる霧島市牧園町の用地の敷地造成工事及び建築工事に着手したところでございます。

次に、二十ページを御覧ください。

一番下の方になりますけれども、(三)のかごしまの農林水産物認証制度普及事業につきましては、県におきましては、K—G—A—P制度の普及拡大等に取り組んでおりまして、次に、二十一ページを開いていただきまして、中ほどの(九)の表のとおりですね、令和六年度末における認証件数は六十六品目で二百九十七件になっております。

次に、二十二ページを御覧ください。

(一)むらづくり活動推進事業につきましては、農村集落の活性化を推進するため、優良事例を紹介する研修会の開催や、農村型地域運営組織(農村RMO)の形成支援などを実施したところでございます。

次に、二十四ページを御覧ください。

(三)です。多面的機能支払交付金につきましては、農地や農業用施設の保全など、地域で行う共同活動を支援するため、約四万九千ヘクタールの農地を対象に取り組んだところでございます。

次に、三十ページを御覧ください。

(四)かごしま食と農の県民条例改正事業につきましては、同条例の見直しの検討を進めるため、農業者など関係者との意見交換会を開催し、条例の見直しを行ったところでございます。

次に、三十一ページを御覧ください。

中ほどの(六)かごしまの農業経営・就農支援事業につきましては、新規就農者や認定農業者等の担い手を確保・育成するため、農業経営、就農支援センターを中心とした支援体制を整備するとともに、第三者への経営継承や、企業参入に向けた支援を行ったほか、法人等の経営革新に向けた取組みを支援したところでございます。

次に、三十四ページを御覧ください。

中ほどの(九)地域計画推進事業につきましては、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業者等による話し合いを踏まえ、地域の農業の在り方や農地

利用の姿を明確化した「地域計画」の策定に必要な市町村等の取組みを支援したところでございます。

次に、三十五ページを御覧ください。

(十二)農業次世代人材投資事業につきましては、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する資金を四百五十七人に交付し、次世代を担う農業者となることを志向する者への支援を行ったところでございます。

次に、三十八ページを御覧ください。

一番下の(四)、中山間地域等直接支払事業につきましては、中山間地域等での協定に基づく農業生産活動等を支援するため、約七千二百ヘクタールの農地を対象に交付金を交付したところでございます。

次に、飛びまして、四十八ページを御覧ください。

(十一)になります。サツマイモ基腐病対策推進事業につきましては、基腐病対策を推進するため、民間育苗事業者等への肥料・農薬等の購入支援や、ほ場における排水対策の支援を行ったほか、対策技術の普及啓発活動や防除技術の確立に取り組んだところでございます。

また、飛びまして五十八ページを御覧ください。

(二十七)畜産クラスター事業につきましては、五つの畜産クラスター協議会が事業主体となりまして、六経営体の収益性向上等を図るため、畜舎や堆肥舎等の施設整備を支援しているところでございます。

次に、五十九ページを御覧ください。

(二十九)配合飼料価格高騰対策緊急支援事業につきましては、国の配合飼料価格安定制度に加入している生産者の積立金の一部を支援したところでございます。

次に、六十ページを御覧ください。

(三十二)畑地帯総合農地整備事業につきましては、八十地区で畑地かんがいや区画整理、農道、農地保全等の基盤整備を総合的に実施するとともに、担い手への農地の集積・集約化によりまして、畑作農業経営の体質強化を図ったところでございます。

次に、六十四ページを御覧ください。

一番下の(六)です。大隅加工技術研究センター企画調整事業につきましては、県産農産物の付加価値、付加価値向上に向けまして、大隅加工技術研究センターにおいて、加工事業者等が行う加工品の試作・開発や、販路拡大等を支援したところでございます。

次に、六十六ページを御覧ください。

(二)稼ぐ力を向上するスマート農業導入促進事業につきましては、スマート農業の導入を推進するため、地域の特性に応じたスマート農業研修会等の開催など、スマート農業の理解促進に取組むとともに、実装に向けた導入実証活動や、スマート農業に取組むモデル産地の育成支援等を実施したところでございます。

次に、飛びまして七十三ページを御覧ください。

一番下の、(四)かごしまの食販売促進強化事業につきましては、次の七十四ページまでになりますけれども、安心・安全で良質な県産農畜産物のブランド力向上に向けまして、安定的に生産・出荷できる産地づくり、有利販売につながる販路拡大、ウェブサイト等を活用した情報発信などに取り組んだところでございます。

次に、七十五ページを御覧ください。

中ほどの、(二)かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業につきましては、これも七十八ページまでになりますけれども、同ビジョンに基づきまして、アジア、米国、EUなどの重点国地域に対して、重点品目の輸出拡大に向けた、戦略的取組みを展開してきたところでございます。なお、令和六年の輸出額は、七十七ページの(三)の(ア)に記載してありますとおり、約四百七十一億円となっております。

次に、七十八ページを御覧ください。

一番下の(四)和牛日本一鹿児島PR事業につきましては、第十二回全国和牛能力共進会鹿児島大会におきまして、和牛日本一を二大会連続獲得いたしましたことから、国内外においてより一層の認知度向上と販路拡大を図るため、和牛日本一鹿児島のPRに取り組んだところでございます。

次に、八十ページを御覧ください。

中程の(六)食肉等流通体制整備事業につきましては、輸出先国が求める食肉供

給体制を確立するため、食鳥処理施設及び食肉加工施設の整備を支援したところでございます。

以上で農政関係の主要施策の成果の概要につきましてはの総括説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、農政課長の説明を求めます。

○新庄農政課長 農政課関係につきましては、令和六年度決算審査説明資料により、歳入歳出の主なものについて、御説明申し上げます。なお、以下各課とも同じ要領で御説明申し上げます。

五ページを御覧ください。

まず「一 歳入説明」でございますが、上から二つ目の「第九款 国庫支出金」の「第五目 農林水産業国庫補助金」は、活動火山周辺地域防災対策事業の実施に伴う優良農地確保・有効利用対策事業費補助金などの国費受入れでございます。予算現額と収入済額の差額である一億三千三百五十八万円あまりにつきましては、翌年度への繰越や入札執行実績等に伴う事業費の減に伴うものでございます。

一番下の「第十四款 諸収入」の「第八項 雑入」につきましては、過年度事業に係る財産処分に伴う補助金返還等でございます。なお、不納欠損額及び収入未済額につきましては、いずれもございません。

次に、六ページを御覧ください。

「二 歳出説明」でございます。上から二つ目「第六款 農林水産業費」の中ほどでございます。第六目農業改良普及費の、「かごしまの食推進事業」につきましては、鹿児島の食交流推進計画(第四次)に基づき、食育・地産地消の取組を推進するために要した経費でございます。

次に、その下にございます、「第九目 農業振興費」の二つ目の「かごしま食と農の県民条例改正事業」につきましては、同条例の見直しの検討を進めるため、農業者など関係者との意見交換会を開催するなど、条例の見直しを行うために要した経費でございます。

次にその下にございます、「活動火山周辺地域防災対策事業」につきましては、桜島の降灰等による農作物被害の防止・軽減を図るための防災営農施設等の整備

に要した経費でございます。なお、この事業の翌年度繰越額は、計画調整等に不測の日数を要し、執行期間が不足したことによる繰越でございます。

七ページを御覧ください。

一番上、「かごしまの農業未来創造支援事業」につきましては、新規就農者の就農後の機械・施設等の導入支援等に要した経費でございます。なお、この事業の翌年度繰越額は、計画調整等に不測の日数を要し、執行期間が不足したことによる繰越でございます。

次に、上から六つ目「かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業」につきましては、販路開拓に取り組む県内輸出商社への支援や、海外フェア等の開催。グローバル産地づくりへの支援等に要した経費でございます。なお、この事業の翌年度繰越額は、国補正予算に対応した事業のため、執行期間が不足したことによる繰越でございます。また、不用額につきましては、県補正予算計上後の国庫支出金内示額の減額及び事業費の確定に伴う執行残となつてございます。

次に、一番下「かごしまの食販売促進強化事業」につきましては、県産農畜産物のブランド力向上に向けた産地づくりと販路拡大への取組に要した経費でございます。

次に、八ページを御覧ください。

一番上、「かごしまの農林水産物認証制度普及事業」につきましては、かごしまの農林水産物認証制度、いわゆるK—G A Pの普及拡大と消費者等への理解促進等に要した経費でございます。

次に三つ下の、「かごしまの六次産業化推進事業」につきましては、農業者等が自ら取り組む六次産業化の推進等に要した経費でございます。

次に、下から四つめ「第十三目 大隅加工技術研究センター費」のうち、「大隅加工技術研究センター運営事業」につきましては、同センターの施設の維持管理や運営に要した経費であり、一番下、「大隅加工技術研究センター試験研究事業」につきましては、県産農産物の高付加価値化に向けた栽培・加工・流通技術の研究開発に要した経費でございます。

九ページを御覧ください。

「三 公有財産に関する説明」でございますが、(一) 行政財産の土地及び建物

につきましては、いずれも大隅加工技術研究センターの敷地及び施設等であり、農業開発総合センター大隅市場の移転・集約に伴う所管替えによる増でございます。

十ページを御覧ください。

(二) 普通財産につきましては、令和六年度中に無体財産権として、かごしまの農林水産物認証制度「認証マーク」いわゆるK—G A P認証マークの商標権が一件の増、また、大隅加工技術研究センターの緑茶飲料成形物の製造方法特許権が一件の増となつてございます。その下、四、五につきましてはいずれも該当ございません。

以上で農政課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、農村振興課長の説明を求めます。

○前迫農村振興課長 農村振興関係について御説明申し上げます。資料の十三ページ目からでございます。歳入についてでございます。

まず、「農林水産業費国庫負担金」は、国有農地等管理処分事業事務取扱交付金等に係るものでございます。その下の「農林水産業費国庫補助金」は、鳥獣被害対策実践事業等に係る補助金でございます。

二段下の「基金繰入金」は、農地中間管理事業支援等基金及び中山間地域等保全対策基金からの一般会計への繰入金でございます。

次に、一番下の「雑入」は、国庫補助金に係る市町村等からの返還金等でございます。なお、不納欠損額及び収入未済額はございません。

十四ページを御覧ください。歳出についてでございます。

まず、第九目、「農業振興費」の二段目の「むらづくり活動推進事業」のうち、「むらづくり実践活動支援事業」は、農村集落と多様な主体とが連携したむらづくりの活動の推進、研修会の開催及び農村型地域運営組織(農村RMO)の形成支援などに要した経費でございます。

その下の「つながる♥(おもい)農村体験事業」は、旅行者等と連携した農村体験プログラムの企画・開発及びモニターツアーの実施に要した経費でございます。

四段下の「中山間地域等直接支払事業」は、中山間地域等において集落協定に

に基づき、農業生産活動を実施した農業者等に対する交付金の交付等に要した経費でございます。

二段下の「鳥獣被害対策推進事業」は、集落ぐるみの被害防止対策研修会の開催、市町村協議会等が行う捕獲活動や侵入防止柵の整備等、野生鳥獣による農作物被害の防止、軽減の取組の支援に要した経費でございます。

二段下の「農地集積推進事業」のうち、「農地中間管理機構事業」は、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化を図るために、機構が行う事業推進活動の支援等に要した経費でございます。

次に十五ページを御覧ください。

一段目の「機構集積協力金交付事業」は、農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付け、担い手への農地の集積・集約化に取り組み地域等に対する協力金の交付に要した経費でございます。

三段下の「農業委員会・農業委員会ネットワーク機構補助事業」は、市町村農業委員会の組織運営や農地利用の最適化のための活動、農業委員会ネットワーク機構である県農業会議が行う農地法に基づく業務活動等の支援に要した経費でございます。

次に、第二目「土地改良費」でございます。

二段目の「多面的機能支払交付金」は、農用地や農業用施設の保全など、地域で行う共同活動に対する交付金の交付等に要した経費でございます。なお、各事業の不用額の主な理由は補助金等の執行残でございます。

次に、十六ページを御覧ください。公有財産についてでございます。

「普通財産」が県地域振興公社に対する出捐金の千九百十六万円となっております。年度中の増減はありません。

以上で、農村振興課関係の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○永井委員長 次に、農業経済課長の説明を求めます。

○八反田農業経済課長 農業経済課関係について御説明いたします。

資料は十九ページからでございます。「一 一般会計」の歳入でございます。

「十二」の「繰入金」につきましては、就農支援資金貸付事業特別会計から一般会計への繰入金でございます。

二十ページを御覧ください。

歳出の主なものについてでございます。まず、「第三目 農業金融対策費」について、中ほどの「農業制度資金利子補給補助事業」は、農業制度資金に係る利子補給補助に要した経費でございます。

次の「第四目 農業協同組合指導費」及び「第五目 農業共済団体指導費」につきましては、それぞれ農業協同組合及び農業共済組合の業務に係る検査や指導等に要した経費でございます。

なおこれら歳出に係る不用額は、すべて旅費等の執行残でございます。

二十一ページを御覧ください。

「二 特別会計」「(一) 就農支援資金貸付事業特別会計」の「農業改良資金貸付勘定」でございます。

歳入について、「一 繰越金」は、令和五年度末における同勘定の執行残を令和六年度に繰り越したものでございます。

次に「三 諸収入」の「一 過年度収入」につきましては、下段の付表「過年度分収入未済額調べ」で御説明いたします。

過年度収入は、付表にございますとおり、調定額一億二千七百九十九万円余りに対し、三百四十二万円余りを回収し、令和六年度末の収入未済額は一億二千四百五十七万円余りとなっております。

二十二ページを御覧ください。

歳出でございますが、これは国への償還金及び県の一般会計への繰出金でございます。

二十三ページを御覧ください。

「就農支援資金貸付事業特別会計」の「農業改良資金業務勘定」でございます。まず、歳入について、「一 繰越金」は、令和五年度末における同勘定執行残を令和六年度に繰り越したものでございます。

歳出でございますが、これは農業改良資金の貸付管理事務等に要した経費でございます。

次に二十四ページの「五 前年度決算特別委員会要望事項等」に対する処理につきましては、記載のとおりでございます。

以上で農業経済課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、経営技術課長の説明を求めます。

○四宮経営技術課長 経営技術課関係について御説明いたします。

資料の二十七ページを御覧ください。

まず、一般会計の歳入の主なものについて御説明いたします。

「第八款 使用料及び手数料」につきましては、農業大学の授業料、入学科などとなっております。

次に、一つとびまして「第十款 財産収入」のうち、二の三の「生産物売払収入」につきましては、農業開発総合センター等における、生産物の売り払いに伴う収入でございます。

二十八ページを御覧ください。

「第十四款 諸収入」のうち、「受託事業収入」につきましては、公募型試験研究事業の受託試験に係る収入などとなっております。

二十九ページを御覧ください。

次に歳出の主なものにつきまして、御説明いたします。

まず、「第六款 農林水産業費」になりますが、「第六目 農業改良普及費」のうち、表の一番下になります「稼ぐ力を向上するスマート農業導入促進事業」につきましては、スマート農業の現場実装を加速化するため、農業者のさらなる理解促進のための研修会等の開催や、モデル地区におけるスマート農機を活用した一貫作業体系の実証等に取り組んだものでございます。

三十ページを御覧ください。

「第七目 肥料対策費」のうち、「みどりの食料システム戦略推進総合対策事業」につきましては、みどりの食料システム戦略の実現に向けまして、関係者の理解醸成のための研修会の開催や、地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等への支援、消費者への理解促進のためのイベント出展等への支援等に取り組んだものでございます。

次に、「第八目 植物防疫費」「特殊病害虫対策事業」につきましては、特殊病害虫の未発生地域において、トラップ調査等による侵入警戒対策を実施したほか、奄美市など県内十市町村でのミカンコミバエ誘殺に伴う初動防除や、喜界島での

アリモドキゾウムシ、また奄美群島全域でのカンキツクリーニング病の根絶・防除等に取り組んだものでございます。

次に、「第九目 農業振興費」のうち、「担い手育成推進事業」につきましては、認定農業者や集落営農組織など担い手の確保・育成を図るため、農業用機械・施設の導入等の支援に取り組んだものでございます。

三十一ページを御覧ください。

上から四段目に「農業次世代人材投資事業」につきましては、次世代を担う農業者となることを志向するものに対して農業次世代人材投資資金を交付することにより、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立を支援したものでございます。

下から三段目、第十一目「農業開発総合センター費」につきましては、農業開発総合センター及び各支場におきまして、本県農業の振興方向に即した試験研究の推進に取り組んだものでございます。

三十二ページを御覧ください。

第十二目「農業大学校費」につきましては、優れた農業後継者等の養成に向け、農業大学校において実践的な研修教育等に取り組んだものでございます。

次に、第十一款「災害復旧費」の第六目「農林水産施設災害復旧費」につきましては、令和六年八月の台風第十号等により被害を受けた農業開発総合センター本場、熊毛支場、大島市場、徳之島支場及び農業大学校などの施設の復旧に要した経費でございます。

なお、各事業の不用額につきましては、経費の節減や入札残等による執行残となっております。

三十三ページを御覧ください。次に、特別会計につきまして御説明いたします。まず、(一)就農支援資金貸付勘定の「ア 歳入」のうち、「三 諸収入」の「貸付金元利収入」につきましては、金融機関等からの令和六年度償還金でございます。次に、「イ 歳出」につきましては、国及び県への償還金となっております。

三十四ページを御覧ください。

次に、(二)就農支援資金業務勘定につきましては、就農支援資金の償還等に係る事務の執行に要した経費でございます。

三十五ページを御覧ください。公有財産につきまして御説明いたします。

(一)の「行政財産」の土地及び建物につきましては、農業開発総合センター旧大隅支場の用地、用途廃止などに伴うものがございます。

一つ飛びまして三十七ページを御覧ください。

(二)「普通財産」の土地及び建物の増につきましては、旧大隅支場用途廃止を受けたものであります。

三十八ページを御覧ください。

「無体財産権」の増につきましては、県が育成した品種の育成者権等の登録増によるものがございます。

三十九ページを御覧ください。

「五 前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明」につきましては記載のとおりとなっております。

以上で、経営技術課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、農産園芸課長の説明を求めます。

○町田農産園芸課長 それでは、農産園芸課関係について御説明申し上げます。

四十二ページを御覧ください。

はじめに、歳入の主なものについて御説明いたします。

一段目の「第八款 使用料及び手数料」につきましては、フラワーパークかごしまの土地建物の使用料、使用料等でございます。

三段目の「第十款 財産収入」につきましては、フラワーセンターにおける、キク類やユリ類の種苗及び切り花の売払収入でございます。なお、不納欠損額及び収入未済額はございません。

四十三ページを御覧ください。歳入の主なものについて御説明いたします。

第九目「農業振興費」の下から五段目、「加工・業務用園芸産地確立事業」につきましては、加工・業務用野菜の需要拡大に対応するため、生産拡大志向農家に對し、実需者ニーズに対応した安定生産・省力化に向けた取組を支援したところでございます。

四十四ページを御覧ください。

一段目の「フラワーパークかごしま管理運営事業」につきましては、「フラワ

ーパークかごしま」の円滑な運営と、県民が花と緑に触れ合う場の、触れ合い、の場の提供などに努めたところでございます。

四段目の「さとうきび産地活性化事業」につきましては、優良種苗の普及や、栽培管理用機械等の導入、ハーベスターの機能向上などの支援を行ったところでございます。

二つ下の「サツマイモ基腐病対策推進事業」につきましては、基腐病対策を推進するため、民間育苗事業者等への肥料・農薬等の購入支援や、ほ場における排水対策支援を行ったほか、対策技術の普及啓発活動、防除技術の確立に取り組んだところでございます。

下から二段目の、「かごしま茶産地力向上条件整備事業」につきましては、かごしま茶の輸出拡大に必要な施設整備を支援したところでございます。

次の「かごしま茶」魅力発信事業」につきましては、多様な品種や茶種がある「かごしま茶」の魅力を発信し、認知度向上に向けた「かごしま茶」の強みを生かした商品開発や販路拡大等の取組を支援したところでございます。

四十五ページを御覧ください。

二段目の「産地パワーアップ事業」につきましては、意欲ある生産者等が高収益作物・栽培体系への転換を図るために必要な集出荷施設等の整備や、農業用機械の導入等を支援したところでございます。

二つ下の「茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業」につきましては、燃油高騰の影響を受けている茶工場及び施設園芸農家が国のセーフティネット構築事業への加入時に負担する積立金の一部を支援したところでございます。

第十目「農作物対策費」の二段目の「種子対策事業」につきましては、水稲の優良種子を安定的に供給するため、種子生産技術の向上のための研修会の開催や、計画的な種子生産に努めたところでございます。

二つ下の「農業者経営所得安定対策推進事業」につきましては、地域農業再生協議会等が行う経営所得安定対策の推進活動に対する支援等を行ったところでございます。

なお、各事業の不用額につきましては、経費の節減や入札残などによる執行残でございます。

四十七ページを御覧ください。

公有財産につきましては、記載のとおりでございます。令和六年度中の増減はございません。

四十八ページを御覧ください。

「四 令和五年度及び六年度の事務に係る監査委員の指摘事項」及び「五 前年度決算特別委員会要望事項等」に対する処理につきましては、記載のとおりでございます。

以上で農産園芸関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、畜産振興課長の説明を求めます。

○児島畜産振興課長 畜産振興課関係につきまして御説明いたします。

資料の五十一ページを御覧ください。

まず、歳入につきまして、主なものを御説明いたします。

上から二つ目の第九款「国庫支出金」の第五目「農林水産業費国庫補助金」につきましては、食肉等流通体制整備事業や、畜産クラスター事業等の実施に係る国庫補助金の受入れでございます。

なお、予算現額に対する収入減は、畜産基盤再編総合整備事業や畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業の翌年度への繰越等によるものでございます。

中段の第十款「財産収入」の第三目「生産物売払収入」につきましては、肉用牛改良研究所の種雄牛の凍結精液等に係る売払収入でございます。

一番下の第十四款「諸収入」の第一目「雑入」につきましては、ブローラー価格安定対策事業、肉豚価格安定対策事業における県費無事戻し額の返還等でございます。

五十二ページを御覧ください。

歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、中ほどの第二目「畜産振興費」の、「肉用子牛価格安定対策事業」と「肥育牛価格安定対策事業」につきましては、肉用牛農家の経営安定対策に係る生産者積立金の一部を助成し、肉用牛農家の経営安定に努めたところでございます。

五十三ページを御覧ください。上から五つ目の「肉豚価格安定対策事業」、その二つ下の「鶏卵価格安定対策事業」及び次の「ブローラー価格安定対策事業」

につきましては、養豚や養鶏農家の経営安定対策に係る生産者積立金の一部を助成し、養豚や養鶏農家の経営安定に努めたところでございます。

一番下の「畜産基盤再編総合整備事業」につきましては、畜産担い手の育成による安定的な生産を図るため、六つの地区におきまして、草地造成等の飼料基盤整備や畜舎等の農業用施設の整備を支援したところでございます。

五十四ページを御覧ください。

上から四つ目の「地域資源フル活用飼料増産対策事業」につきましては、飼料自給率の向上を図るため、飼料作物の作付面積拡大など、自給飼料の増産に向けた取組に要する経費の一部を助成したところでございます。

次の「畜産環境総合整備事業」につきましては、畜産経営の安定的発展を図るため、三つの地区におきまして、家畜排せつ物処理施設等の整備を支援したところでございます。

五十六ページを御覧ください。

一番上の「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業」につきましては、生産者、食肉処理施設、事業者等から成るコンソーシアムが実施する輸出先国の基準やニーズに対応するための取組を支援したところでございます。

下から二つ目の第四目「畜産試験場費」の「畜産試験場」につきましては、家畜の飼養管理技術に係る試験研究・開発等に要した経費でございます。

一番下の「肉用牛改良研究所」につきましては、肉用牛の改良増殖に係る研究・開発等に要した経費でございます。

なお、各事業の翌年度への繰越につきましては、計画調整に不測の日数を要したもののや、国の補正に対応するため、執行期間が不足したものなどがございます。また、不用額につきましては、実施主体の計画変更に伴う執行残によるものほか、経費の節減等によるものでございます。

五十八ページを御覧ください。

「公有財産」についてでございますが、「(一) 行政財産」の土地及び建物につきましては、畜産試験場及び肉用牛改良研究所の敷地及び施設でございます。

五十九ページを御覧ください。

「(二) 普通財産」につきましては、記載のとおりでございます。年度中の増

減はございません。

六十ページを御覧ください。

「四 令和五年度及び六年度の事務に係る監査委員の指摘事項に対する処理説明」「五 前年度の決算特別委員会での要望事項等の処理説明」につきましては、記載のとおりでございます。

以上で畜産振興課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、家畜防疫対策課長の説明を求めます。

○藏園家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課関係につきまして御説明いたします。

資料の六十三ページからでございます。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。第八款「使用料及び手数料」上から二段目の第四目「農林水産業手数料」につきましては、豚熱ワクチンの管理や検査実施に伴う手数料収入でございます。

上から三段目の第九款「国庫支出金」の第五目「農林水産業費国庫補助金」につきましては、家畜伝染病予防事業等の実施に係る国庫補助金の受入れでございます。

なお、予算現額に対する収入減は、豚熱ワクチンの接種頭数の減や、家畜伝染病予防事業の実績減に伴う国負担分の減、翌年度への繰越等によるものでございます。

歳入については以上でございます。六十四ページを御覧ください。「歳出」の主なものについて御説明いたします。

まず、上から四段目の第三目「家畜保健衛生費」でございますが、次の段の「家畜伝染病予防事業」につきましては、豚熱ワクチン接種豚の抗体検査や、本県で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫対策などを実施したところでございます。

なお、事業の翌年度への繰越につきましては、計画調整に不測の日数を要したことによる明許繰越でございます。不用額につきましては、高病原性鳥インフルエンザの発生を早期に収めたことによる、防疫対策等に係る経費の執行残でございます。

次に、中ほどの「自衛防疫強化総合対策事業」につきましては、豚熱の清浄性

確認検査や、農場内への病原体の侵入防止対策を実施したところでございます。

なお、不用額につきましては、実施予定農場の自力施工や、事業辞退等による執行残でございます。

一番下の「家畜保健衛生所施設整備事業」につきましては、始良家畜保健衛生所の移転整備に係る工事を実施したところでございます。

なお、翌年度への繰越につきましては、計画調整に不測の日数を要したことによる明許繰越でございます。不用額につきましては、補助金等の執行残でございます。

六十六ページを御覧ください。

「(一) 行政財産」につきましては、家畜保健衛生所等の敷地及び施設でございます。

「(二) 普通財産」につきましては、年度中の増減はございません。

六十七ページを御覧ください。「前年度の決算特別委員会での要望事項等の処理」につきましては記載のとおりでございます。

以上で家畜防疫対策課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、農地整備課長の説明を求めます。

○鍋田農地整備課長 農地整備課関係につきまして御説明申し上げます。

資料の七十ページを御覧ください。歳入について御説明いたします。

第七款「分担金及び負担金」でございますが、第一目「農林水産業費分担金」は、県営事業で実施いたしました経営体育成基盤整備事業等の受益者負担金で、土地改良区からの収入でございます。

第四目「農林水産業費負担金」は、同じく県営事業で実施いたしました経営体育成基盤整備事業等の負担金で、市町村からの収入でございます。

次に、第八款「使用料及び手数料」でございます。

第五目「農林水産業使用料」は、県が管理しております海岸保全区域における工作物等の占用料でございます。

次に、第九款「国庫支出金」でございます。第五目「農林水産業費国庫補助金」は、畑地帯総合農地整備事業など、県営及び団体営で実施いたしました各種事業に係る国庫補助金でございます。

次に、第十款「財産収入」でございます。第二目「物品売払収入」は、公用車の売却による収入でございます。

一番下、第十四款「諸収入」でございますが、第一目「雑入」は、会計年度任用職員雇用保険料の本人負担分などでございます。

なお、上から四つ目の第一目「過年度収入」につきましては、次のページ、七十一ページの付表、「過年度分収入未済額調べ」を御覧ください。

これは、県が管理しております、海岸保全区域における工作物等の占用料でございます。また、債務者に対しまして、電話及び面談による納入指導や文書による催告及び督促を行っているところでございます。

続きまして、七十二ページを御覧ください。

歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、上から二つ目の第六款「農林水産業費」の第一目「農地総務費」でございますが、主なものとしましては、土地改良諸費でございます。

これは、国営事業の県負担金に係る償還に要した経費でございます。

次の第二目「土地改良費」につきましては、農業の生産性向上や、農村の生活環境改善を図るため、経営体育成基盤整備事業、下から二つ目の畑地帯総合農地整備事業など、県営で行う生産基盤整備や農村整備に要した経費及び七十三ページ、下から三つ目の団体営基盤整備促進事業など、市町村等を事業主体とする団体営事業の実施に要した経費のほか、国営事業負担金等でございます。

なお、翌年度繰越額につきましては、計画調整等に不測の日数を要したことに伴う適正工期の不足及び国補正関係事業の執行期間の不足によるものでございます。また、不用額は、委託料等の執行残や経費の節減等によるものでございます。

次に、七十四ページを御覧ください。

「公有財産に関する説明」でございますが、行政財産の増減はございません。また、五の「前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明」につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、農地整備課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 最後に、農地保全課技術補佐の説明を求めます。

○梅北農地保全課技術補佐 農地保全課関係について御説明申し上げます。

資料の七十七ページからでございます。

まず、「歳入」の主なものについて御説明申し上げます。

はじめに、七款「分担金及び負担金」でございますが、これは、県営事業で実施いたしました各種農業農村整備事業に対するものでございまして、一の第一目「農林水産業費分担金」は、受益者の負担金でございます。

二の四目、「農林水産業費負担金」は、市町村等の負担金でございます。

次に、第九款「国庫支出金」でございますが、これは地籍調査事業や農村地域防災減災事業、農地農業用施設等の災害復旧事業など、各種事業に係るものでございます。

続きまして、第十款「財産収入」でございます。

第一目「財産貸付収入」は、実用新案権実施契約に基づく実施料に係る収入でございます。収入の主なものにつきましては、以上でございます。

七十八ページを御覧ください。

「歳出」の主なものについて御説明申し上げます。

まず、第六款「農林水産業費」でございます。第一目「農地総務費」は、市町村が実施した地籍調査事業への補助金等でございます。

中ほどの、第二目「土地改良費」は、農業水利施設の補修更新整備及び各種農道整備の実施に要した経費でございます。

七十九ページを御覧ください。

中程の第三目「農地防災事業費」につきましては、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するため、ため池等整備や農地保全整備等の実施に要した経費でございます。

八十ページを御覧ください。

下ほどの第十一款「災害復旧費」でございます。

第一目「農地農業施設災害復旧費」は、市町村等が実施した団体営耕地災害復旧事業に要した経費等でございます。

なお、歳出に係る各事業の翌年度への繰越につきましては、国補正関係事業の執行期間が不足したこと及び計画調整に不測の日数を要したこと等に伴う、適正

工期の不足など、それぞれ説明欄に記載しているとおりでございます。

また、各事業の不用額につきましては、主なものは、団体営耕地災害復旧事業におきまして、不測の災害に備えて、一部予算を留保したことによるもののほか、執行残や経費の節減等によるものでございます。

八十二ページを御覧ください。「前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明」につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、農地保全課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 説明が終わりました。ここで十分間の休憩を入れたいと思います。再開は概ね十一時といたします。

午前十時五十二分休憩

午前十一時 再開

○永井委員長 再開いたします。説明が終わりましたので、質疑がありましたらお願いします。質疑に当たりましては、事業名、該当ページ等お知らせをお願いします。

○藤崎委員 県政一般の質問とならないよう、決算に関わる質問に努めて参ります。調書の三十四ページ。経営技術課、農福連携推進事業、予算四百三十四万円、決算三百五十八万円となっております。

六年度の成果についてお尋ねいたしますが、チャレンジほ場の場所がまずどこだったのかを教えてください。

○植村担い手対策監 この農福連携に関しますチャレンジほ場につきましては、農福連携を知る、見る、体験する場の設置ということで、研修会等を実施する場合も、この取組の中にも含まれております。

昨年度は、鹿児島市の認定農業者の協議会で、こちらの取組をしていただきまして、研修会の方を一回実施させていただいております。以上です。

○藤崎委員 チャレンジほ場の場所が鹿児島市であったということは理解いたしました。このほ場につきましては、研修会の場所によって毎年変わる性質のものであると理解しておけばよろしいでしょうか。

○植村担い手対策監 このチャレンジほ場の取組につきましては、毎年要望をと

りまして実施をしていきますので、年度によって場所は変わっていくということになります。

○藤崎委員 続きまして、農福連携技術支援者が二十一名認定されましたということで、成果として書いてございますが、これは想定より多かったのか、少なかったのか、その辺どう総括されてますでしょうか。

○植村担い手対策監 農福連携技術支援者の研修につきましては、これまで国が筑波でやっている研修へ県内の方々に参加いただいでいて、二名という実績でございました。

それを、鹿児島の方でも研修を実施することで、技術支援者の方を増やしていきたいという取組で、六年度から実施しておりますけれども、大体募集する想定といたしまして、二十名程度と考えておりました。今回、二十一名の方が技術支援者になられたわけですが、そこにつきましては、県の想定した計画とおりと考えております。

○藤崎委員 その前の年までは二名だったが、鹿児島県内での開催によって二十一名誕生したということで、大きな広がり可能性のある技術支援者が誕生したということと理解いたしました。

それから情報交換会が二回とございますけれども、これは地域性、六年度はどこで開催されたのか、また、七年度以降、持ち回り開催的な考え方を持っているのか、確認させていただきます。

○植村担い手対策監 情報交換会につきましては、昨年度は、始良伊佐地域で一回、それから熊毛地域で一回行っております。

この情報交換会につきましては、農業関係それから福祉関係の市町村、県、等関係団体まで含めた形で集まっております。各所での取組ですとか、県内の農福連携の取組の事例等の情報を共有することで、また地域の中での推進を図っていくという目的で開催したところです。

この開催地域につきましては、年度ごとに県内各二ヶ所ぐらいつつ、研修会、情報交換会の方を開催していく予定としております。

○藤崎委員 七年度八年度含めて、また、広がりを持つような動き方で計画されているということと理解いたしました。

続きまして、畜産振興課に審査説明資料五十四ページ、お尋ねいたします。

地域資源フル活用飼料増産対策事業で、予算が五千八百万、決算が二千九百五十二万となっております。執行残を多く残しておりますが、まずその執行残の理由につきましては、説明文を読んで理解したところでございますが、昨年はじめの頃は、まだ米不足の前兆がなかったものの、だんだんだんだん年度が進むにつれて、主食用米の不足が取りざたされる中で、こういう結果になったんじゃないかなと思いますが、今私が話した内容で正しかったのかどうか、その辺、お示しく下さい。

○**児島畜産振興課長** まさに委員が、今おっしゃられたとおりでございます。令和六年度については、畜産では、飼料用米については、濃厚飼料に代わる飼料として、これまで作付利用されておりました。

それが情勢の変化によりまして、飼料用米の作付面積が減っている、同じくWCSの面積が減っている。そういうことからですね、飼料に回る部分が減ったということ、今回、予算が残ってしまったということでございます。

○**藤崎委員** 情勢の変化は理解いたしました。執行残の理由も理解いたしました。続きまして、調書の五十一ページです。生産性の高い水田事業確立推進事業です。予算九百七十六万、決算九百四十七万ということで、数字は拝見いたしました。ここの示されている表がありますとおり、本県の主食用米の作付状況ということで、表ができております。六年度生産の目安が九万トン、生産実績が七万三千三百トンということでございますけれども、この、今、畜産振興課の方から御答弁ありました、主食用米の方に、というお話がありましたけれども、その情勢の一方で、目安と生産実績の部分では、これをどのように理解すればいいのか、目安の立て方、この実績値の結果について、どのように総括しているのか、お示しく下さい。

○**町田農産園芸課長** この主食用米の生産の目安、この立て方でございますけれども、本県の場合、米の移入県というところがございますが、県内の人口に對しまして、一人当たりの食べる量、それとプラス災害等々ときのバッファーを見まして、基本的には県内に安定的に供給できるようにということで九万トンというところを設定しております。

昨年度の実績としましては七万三千三百トンということで、この目標に達していないという状況がございますが、これにつきましては、六年度の植え付けをする段階ではまだこの価格が徐々に高まってきていたところもありましてその前に種の準備というのがありますので、その前まではなかなか主食用米の価格が低かったというところもございまして、そういったことで、主食用米の作付というのは六年度は少し低かったという状況であるかと考えております。

○**藤崎委員** これは米情勢の変化を含めて組みますと、この七年度の数、目安の数字というのは、もう少し高い数字が上がっているのかどうかその辺を教えてください。

○**町田農産園芸課長** 七年度につきましては、まだ、本県の生産の目安、ここに達していないという状況もございまして、九万トンということで、同じ額、目安は設定しております。

○**藤崎委員** はい。わかりました。お米に関しましては、県民の関心も高いですので、情勢を見ながら、適時適切な施策を打っていただければと思っております。続きまして調書の八十六ページです。獣医師確保対策事業であります。

予算二千七百七十万、決算二千二十一万ということで、その成果として、採用者の数が出ております。五年度が五人だったのに対して、六年度は十一名と、その前年に比べますと、倍以上の採用者数の成果を上げておりますが、この辺はどのように分析されているのか、お示しく下さい。

○**藏園家畜防疫対策課長** 獣医師確保の御質問でございます。採用人数は、令和五年度五名、令和六年度十一名ということで、倍に増えてございます。このことにつきましては採用に当たりまして、まず、大学訪問ですとか、獣医師確保のためのインターンシップ、これも非常に効果がございます。また修学資金は非常に効率的で利用している学生が県の方を要望されるという効果もございます。また獣医科系大学につきましては、小動物など犬猫の診療が目的で獣医師を目指す方が多い中で、公務員獣医師の存在をまだしっかり認識されていない学生さんもございます。

そういった学生の皆様に鹿児島大学の三年生を対象とした講義に県の獣医師を講師として派遣してございます。そういった講義の中で公務員への就業を促す

ような形で、説明が十分行き届いたかなという部分で採用人数が増えたと考えてございます。

○藤崎委員 五年度から六年度に当たって、採用者数が倍以上に増えたことに関しまして、ご感想はいかがでしょう。うれしかった、よかったなど。

○藏園家畜防疫対策課長 獣医師確保、非常に厳しい状況が続いてございます。ですので、十名を超える、就業していただく方がいらつしやるということについては大変うれしく考えてございます。

先ほどもみません、御説明が足りなかったんですけども、獣医師の令和五年度からの初任給調整手当につきましては、家畜保健衛生所の職員を対象に、三万円から六万円に引き上げておりまして、この水準は全国トップレベルの水準でございます。こういったことも、効果としてあったかと考えております。

○藤崎委員 はい。今、どちらかといえますと、獣医師の免許を持った方がペトトショップに流れる傾向がある中で、こういった公務員獣医師、また産業動物獣医師も含めてこういった分野で獣医師が確保されたことは非常に画期的なことじゃないかなと思いますので、この勢いが持続できるように頑張っていたいただきたいと思います。以上です。

○前野委員 成果に関するところで少しお聞きをしたいと思いますが、二十ページと二十一ページ、GAPに関することです。この間、農政部においては、K—GAP或いはG—GAPの取得に向けてですね、農業者、或いは事業者の伴走支援も含めてですね、もう長いこと取組をしております。その効果もあって、二十一ページにあるように生産戸数で六千三百戸出てきていると状況がありますけれども。県内では、私は大隅ですから耕種が多いです。耕種農家ですね、南薩、北薩あるわけですからけれども、このK—GAP或いはG—GAPの取得に地域的な特徴というか、バランスというのでも取得をした数で評価ができると思うんですけども、その辺りの県内の離島も含めてですが、取得者の推移みたいなものというのはいくらもありませんか。あれば教えてください。

○上永田かごしまの食輸出・ブランド戦略室長 はい。GAPの取得状況につきまして、地域別の取得の状況ということで、各GAPということになるかと思っております。地域別で見ますと、鹿児島・日置で三十一件、南薩で二十九件。

それから北薩で三十六件。始良・伊佐で二十六件。それから大隅で三十七件。それから熊毛で八十九件、大島で三十一件と、このような内訳になっているようにございます。以上でございます。

○前野委員 はい。ありがとうございます。お伺いしますと、県内地域的なバランスというのは結構取れているような気がしたところでした。よくわかりました。それから、このK—GAPの伴走支援を県が支援していくという中で、申請手数料とかですね、いろいろなものが、講習等々については県がここにも成果にありませうけれども、毎年開催していただいているということはよくわかりませんが、実際、そのK—GAPを取得しようとする際にかかる手数料等の支援策というのは確かスタート当初はあまりなかった気がするんですが、今はどういう支援策がとられているのでしょうか。

○上永田かごしまの食輸出・ブランド戦略室長 はい。K—GAPの取得の費用に対する助成という、元々のK—GAPの申請費用というものは、Jとか、グロ—バルとか、アジアギャップと比較しますと水準はそう高くはないところもございまして、それ自体が取りやすくなっているという、ハードルを下げて取組やすくしてある仕組みになっておりますので、費用自体に対する支援みたいな形では行っていないところです。以上でございます。

○前野委員 はい。わかりました。それとですね、ここにも課題として書いてあるんですけども、いわゆる、そのGAPを取得したときの農家のなんちゅうんでしょうか。農家の皆さん方への効果というんでしょうか。販売数量が、或いは認知度が向上してきたとかですね。いろいろなことが考えられるわけですけども、その辺りは、まだ中間分析みたいなものとしてはしておられないのか。確かに数が増えているということは、農家の皆さん方も認知度が上がって、市場でもですね、それなりの評価を受けているということがあってほしいけれどもこの辺りの中間的な評価をしておられれば教えてください。

○上永田かごしまの食輸出・ブランド戦略室長 はい。K—GAPに限らずGAPを取得する、その意義といたしますか、メリットみたいな話でよく議論になるところでございます。数字を直ちに、そのGAPを取ることと定量的に売り上げが上がったとか、そういったようなお話はですね、抑えられるようなデータはなく

て、国でもそういう見える化を図っていかなきやいけないということ、一番のメリットというのは経営の合理化であったりとか、安心、安全を高めていくということも国も主張しているわけでございます。

とはいえ場面場面としてその食の安心安全に対する関心が高まっていく中で、契約取引先からJでもグローバルでも或いは何でも認証取ってきて欲しいと言われる場面が増えてきているという傾向にあるというのは事実であるようにございまして、引き続き、そういった市場のニーズとか高まりにに応じていけるような制度にしっかり育てていければということも考えておりますし、また、消費者に対する認知度の向上、それから生産者皆様方への啓発ということもしっかり取り組んでいければと考えてございます。以上でございます。

○前野委員 いろいろな取組をされていると思いますが、要は、今おっしゃったように、消費者の方々がGAPを取得することによる品質の適正とかですね。

そういったものがどんどん認知をしていただくという努力というのも、続けていく必要があると思いますので、どうか引き続きよろしくお願いします。

「関連」という者あり」

○田畑委員 GAP、この八ページの説明書ですよ。一番大事なのは本当に消費者との理解促進が一番必要だと思っただけで、これ理解促進を図りましたとあるんですけど、これ、どういう形で、消費者に周知を図ったのかということ、あと、指導員が何名いるのか。GAPのですね。そして、この研修会、見込みを下回ったということですけども、何名を予測して何名がこの研修会に参加されたのか教えていただきたい。

○上永田かごしまの食輸出・ブランド戦略室長 はい。K-GAPのまず、消費者への周知の状況でございます。県内の小売店にお願いいたしましたして、K-GAP農産物をアピールするフェアを開催をさせていただいております。それから指導員の数でございます。合計県全体で青果物につきまして指導員が二十八名、それからお茶につきまして十名。従いまして、指導員全体で三十八名という形になってございます。それから研修会のお話でございます。少し暫時休憩をお願いします。

○上永田かごしまの食輸出・ブランド戦略室長 そこで数字がちよっと見当たり

ません。また後程確認の上で、答弁させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○田畑委員 わかりました。このK-GAP、農家の方々には本当に手間もかかる、お金もかかる、そして、このK-GAPは知られていない、認知されていないところ結構聞かれるわけですよ。僕もやんやん言うんですけども、ですからぜひ、この消費者への理解促進というのを図っていただいて、このメリット、取る意味というのも再確認できるような取組もしていただきたい。以上です。要望です。

○上永田かごしまの食輸出・ブランド戦略室長 はい。田畑委員、前野委員も含めて御指摘いただいている点というのは非常に我々も大きな課題と考えてございまして、もちろんGAP全体、K-GAPでも一つの都道府県の範囲にとどまる制度でございますけれども。GAPの取組自体は全国的な取組でございますので、また国ともしっかりと意見交換をしながら、広くGAPの取組の重要性、必要性みたいなものを啓発が進めていけるようですね、また、国とも連携して取り組んでいければと考えてございます。以上でございます。

○前野委員 はい。同じく二十一ページに県立農業高校とか、或いは県農業大学校での国際水準の認証取得への支援というのがあるわけですが、具体的にどういう品目で取得をしたとになっていきますけれども、この辺りを少し詳しく教えてください。というのは、学生が農業高校は特にそうですね、あまり志願者が少ないという中で、やはり農業に対する生徒さん方の希望ですね、入った生徒たちのモチベーション、そういったようなものにも効果をやはり発揮していくと思うんですけども、そのあたりをあれば教えてください。

○上永田かごしまの食輸出・ブランド戦略室長 はい。県内農業教育機関における認証取得の状況ということで、令和六年度の実績で参りますと鹿屋農業高校の方でG-GAPの取得支援をいたしまして、品目としましては甘藷それから採卵鶏や鶏卵ということでございます。

農業大学校におきましては、県認証についてはマンゴー、それからJ-GAPに關しまして乳用牛、肉用牛豚などですね、それから甘藷、パッションフルーツ、こういった品目になってございます。以上でございます。

○前野委員 はい。ありがとうございます。こういった取組をまず手始めに県立農業系の農業高校大学ということがスタートしていったんだらうと思っておりますから、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

次に、SHIP&AIRRのことについて少しお聞きをしたいと思えます。この事業はもう、結構十年ぐらいやっているんですね。私はなぜ覚えているかというと、たまたま沖繩でそれを試験的に船で運んできたという農政部の職員の方々と帰りは飛行機ということ、行くときは船に乗っていったということでしたから、非常に印象が強く残っているもんですから。このあたりが今、成果に書いてあるとおりですね。いろいろな国、もう、沖繩を通じて沖繩のハブ空港通じて出ているという成果が書いてあります。もう試験的な運行ということではないと思うんですけれども、そこに成果も書いてありますが、実績も二十九回約十一トンということが書いてあるんですけれども、品目もそこに具体的に書いてあります。そのあたりについて、SHIP&AIRRの効果というんでしょうか。今の段階での評価というんでしょうか。総括的なことがあれば教えてください。

○上永田かごしまの食輸出・ブランド戦略室長 はい。沖繩のハブ機能を生かした、SHIP&AIRRへの取組のその広がり状況ということでお尋ねでございます。おっしゃるように長く沖繩県ですね、那覇空港の物流機能を高めるということもあって一生懸命、SHIP&AIRRのPRに取り組んでいまして、鹿児島側からもモノを船を船便使って那覇空港を経由して、海外という絵が書けないかということ、長く取組を続けておりますけれども、現実的なところで申し上げますと、なかなか、沖繩県側の助成はいただいておりますと一定の費用の助成はあるわけでございますけれども、やはり最終的に出口がエアリーになっていくとなって参りますと、それなりに、やはり高いものを載せて運んでいかないといけないなというところもございまして、なかなか広がりが大きくなっていかないという現実がございます。

従いまして、これまで昨年度も実施されましたけれども鹿屋市で沖繩県主催で商談会等を行ったわけでございますけれども、今年からは、沖繩県によりまして、そういったやり方自体ですね、見直しを考えているというお話も聞いてございますので、我々もやはり使っていたかどうかというためには、メリットみたいなもの

の提示をしていかなきゃいけないんだけれども、やはり最終的にその航空運賃がどうなっていくのかというところを考えますと何を載せるのが一番いいのかといったところももしかして生産者の方々とも議論しながら考えていかなきゃいけないと考えているところもございまして。以上でございます。

○前野委員 はい。SHIP&AIRRの評価等についても一定の考え方もお聞きさせていただきます。県内の農家の方々が、知事も言っておられますし、県も言っていますけれども、輸出をするんだということを主眼に置いていますから、こういう質問になってしまったのですが、そこに、志布志港の利用というのがあります。志布志港の利用が今一回ということに書いてありますけれども、品目もそこに書いてありますけれども、このあたりが保冷库も確か整備がされているんじゃないかと思うんですが、志布志に。この辺りの志布志港の活用、試験回数一回ですから、まだ、今年から今年七年度に始まったばかりかなと思っていられるんですけれども、この辺りの県内の港湾からの成果物等の輸出スキーム、この辺りはまだ始まったばかりですけれども。今時点の考え或いは展望も含めてお聞かせください。

○上永田かごしまの食輸出・ブランド戦略室長 はい。県内港湾、特に志布志港ということ、ご案内のとおり産直港湾に指定をされておりまして志布志港を活用した輸出ルートの構築というのは非常に期待が高まっている状況でございます。

今土木の方でまだ完成はしないところだと思えますけれども、港湾設備、冷凍庫だったり倉庫、上屋だ当たりの整備を進められているところもございましてけれども、現実として、いろいろな場面できょういう輸出に関してのお話ありますけれども、県内から海外に物が出ていくときには、商社の方々のお力を借りて外へ出ることが多いわけでございますけれども、今の商社の方々は結局日本全国から物を集めて、一番効率的な場面、形で自分たちにとって一番効率的な形で物を外に出していくというケースが多くなってくるわけでございます。

その中で、荷物をできればたくさん集めて、効率的にコンテナ仕立てて、この港から出すかというのは、商社の方々が考えていくことが多いわけでございますから、まだ志布志港におきましては、昨年度は一回県において、テスト輸出を

やっておりますけれども、国の方からも数年前からこの志布志港の利用を考え、進めるために、いろいろな実証とかもやっておりますけれども、まだまだ課題があるからコストの面でも新しいそのリード対応の面、志布志港に着く船があまり多くはない、最終積み出し港でないところと考えると、やはり、メリットデメリットももう少し整理をして、ポートセールスに使えるような材料をしっかりと整理をしていく必要があると、これは私どもだけでもなく、関係の部局、特に土木部になって参りますけれどもこういったところともしっかり連携しています。

あとは志布志市ともしっかり連携しながら、よりよいその有利性というのをユ一ザーの方々にしつかりお示していく取組が大事になってこようかと思っております。今年度もまた改めて、新たな切り口で何か強みを出していけないかという検証もやっていく予定にしておりますので、昨年度までの成果も踏まえながらですね、しっかりと志布志港の活用した、輸出ルートの構築に向けて検討を進めてまいりますと考えてございます。以上でございます。

○永井委員長 当席から申し上げますが、質問が多岐にわたりますので、質問においても、また答弁においても、なるべく簡潔に努めていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○前野委員 はい。以後気をつけます。ありがとうございます。志布志港の活用という意味で言うと、まだスタートしたばかりということで私もそのことはよく理解しているんですが、ただ北海道を中心として、農業が基幹の県はいっぱいあります。すべての県が、いわゆる海外への展開ということですね、一つの大きな目標にしているわけですから、鹿児島は、港、川内もあれば、志布志もあるということ、しかも東南アジアに近いという地の利を生かして、今おっしゃいました、いろいろな課題に対して取組をしていくということについては、これは不断の努力をしていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。以上です。ありがとうございました。

○小川委員 審査説明資料の三十ページになりますけれども、みどりの食料システム戦略推進総合対策事業がありまして、成果調書の方では六ページ、七ページになります。この中にあります、全部で一・三億円かけての決算は一億以上、一・三億円ぐらいになっていきますけど。この中で先ほどずっとK-GAPのことをお

っしゃっていただきましたけど、これを取得了した人でもこの中にある、有機JAS指導員の育成とありますけど、重ねてこれを取所得する方達もいらつしやるんですか。

○小川委員 はい。簡潔に、一般県政にならないように参ります。有機JAS指導員の育成十七人は、全員で何人いらつしやるうちの十七人を育成なさったんでしょうか。

○四宮経営技術課長 有機JAS指導員の十七名というのは、令和六年度に養成研修を受けていただいたところでありまして、これまで令和六年度までに県内に五十九名の有機JAS指導員というのが育成されているところです。ちなみにうち県職員というのが、三十一人おりまして、残りは、JAの職員でありましたり、市町村の職員といったところが、この有機JAS指導員になっていくところなんです。

○小川委員 はい。わかりました。この指導員についてということで、JASの認定をする方たちとはまた別のお仕事なんですね、わかりました。

そして、地域ぐるみで有機農業産地をこの予算で推進の取組支援をなさったのが五市町ということですけど、この五市町というのは、オーガニックビレッジ宣言をした五市町ということになるんですか。

○四宮経営技術課長 はい。委員のおっしゃるとおり五市町村につきましてはオーガニックビレッジ宣言をしました五市町、南さつま市、湧水町、南種子町、徳之島町、始良市になります。

○小川委員 わかりました。この面積をお聞きしてあまり多くの質問は一般県政みたいになってしまいますので、この決算において、この有機農業の取組の面積があるんですけど、これが、二五%を目指して、鹿児島においては、幾らから幾らに、この令和六年では増えたのでしょうか。

○四宮経営技術課長 確かに国の方では、みどりの食料システム戦略の中で、二〇〇年までに、全耕地面積の二〇%にあたる約百万ヘクタール目標を示しておりますけど、鹿児島県の方は令和十三年度までに二千ヘクタールという目標。これは県の有機農業推進計画で立てた目標で、その後令和五年に、みどりの食料システム法に係る県の基本計画の方でも同じ目標数値を立てております。

令和元年に九百九十九ヘクタールであったものが今、令和六年度末で千六百三

ヘクタールになっていることになります。

○小川委員 はい。すいません。元年に九百九十九ヘクタールだったのが、今、六年の終わりで千六百三ヘクタール、少しずつ増えている感じで、令和十三年までに二千ヘクタールというのは、知事の答弁からもいただいています。

このようにして、この令和六年は進まれたことですけど、化学肥料と化学合成農薬の五割以上低減をやったというところ、カバークロップや堆肥施用、この取組が五百八十七ヘクタールというところ、これも増えたということなんですか。

○四宮経営技術課長 委員おっしゃった、環境保全型農業直接支払交付金の関係で、化学肥料、化学合成農薬の使用を原則五割以上低減する取組を行ったのと合わせて、例えば、有機農業をすとか、堆肥を施用すとか、環境負荷低減に係る取組をされたところに交付金を支給するということなんですか、その関係が令和六年度の実施で千五百九十三ヘクタールという形の実績になってございます。

○小川委員 はい。ごめんなさい。最後の方が聞こえなかったんですけど、五百八十七ヘクタールと合わせて千五百九十三ヘクタールってことですか。

○四宮経営技術課長 申し訳ございません。成果調書の六ページに書かれています五百八十七ヘクタールというのがございますけれども、内訳としましてはカバークロップの百九十四ヘクタール、あと堆肥施用というのが三百九十三ヘクタールということになっております。増減について増加傾向とか、減少傾向というのはなくて年によって同じような形で推移しているということになります。

○小川委員 わかりました。令和六年度は合わせて五百八十七ヘクタールということですけども、このような取組がぜひ増えていくようにということを願って今質問しています。

そして、最後に一点だけですが、その上の方にありますIPM技術の確立とかいろいろありますけど、このペレット堆肥とかがありますけど、このようなものを使って、何を作っておられるのでしょうか。

○四宮経営技術課長 ペレット堆肥に関しましては、国内肥料資源を有効活用する、堆肥とか、下水汚泥とかそういったところが撒きにくい、特に下水汚泥に関して播きにくいというのがございますけれども、鹿児島県で主に取り組んでいる

のは、牛ふん堆肥のペレットを使って、化学肥料と混ぜて撒きやすい肥料として使うとか、要は化学肥料の削減に向けた取組の一環として、こういう堆肥のペレット肥料を使うという形で取り組ませていただいているところでありまして、具体的な話でいいますと、令和四年の四月から県経済連さんが堆肥ペレット配合した低コスト肥料の方の販売を開始したということで、今県内一円、いろいろな品目に専用肥料を作っておりまして、野菜があったり茶だったりお米だったり、すべてとは言いませんけど、幅広い形の品目に対応したこういうペレット入りの肥料というのは、今販売されているところでございます。

○小川委員 はい。具体的にありがとうございます。このような一つ一つの取組が広がっていったら、化学肥料も減っていき、そして農薬も減っていき、結果、この「みどりの食料システム」の戦略が進んでいければなと願っての御要望としてお届けさせていただきました。ありがとうございます。

○元山委員 二点伺います。一点目が説明資料の六ページで、成果調書の三十ページです。かごしま食と農の県民条例改正事業ですけれども、これはもう六年度中に議会上程されて、改正、施行されていますけれども、事業としては、六九・九%の執行率ということで、鹿児島県南北六百キロ広いですけれども、広く意見聴取ができたのかどうか成果として伺います。

○新庄農政課長 はい。ありがとうございます。条例の改正に当たりまして有識者との意見交換会を二回、それから地域別、七ブロックです、地域別の意見交換会をそれぞれ行ってございます。地域別意見交換会の方では延べ百二十名の方に御参加いただきました、それぞれ県の施策に関する御意見等いただいております。有識者の意見交換会二回で延べ四十名というところから意見をいただいております。広く全般から意見をいただいていると考えてございます。

○元山委員 はい。もちろん離島も含む、カバーして、ということ、よろしいですか。

○新庄農政課長 そうですね、各地域振興局、支庁の単位で行っておりますので離島も含めて御意見を伺っております。

○元山委員 理解しました。これはまた、今年度の基本方針策定の事業がありますので、生かしていただければと思います。

茶の整備事業をお聞かせいただきたいと思いますけれども。部長の説明の方では、整備一地区って、これ一つの場所で霧島が整備を一つされたという理解でよろしいんですか。

○大迫特産作物対策監 今委員おっしゃるようにはこれ霧島中央製茶でございます。一地区でございます。

○田畑委員 これ、どういう整備をなされたのかというのと、それとまとめて、これ輸出額も書いていますよね、成果として。令和四年は十三億、令和五年は三十二億、令和六年六十三億って書いてありますけど、この整備をされて令和六年六十三億になったという理解でよろしいんですか。どうなんですか。

○大迫特産作物対策監 整備の中身としては、てん茶工場建設でございます。

輸出額につきましては、実際これまでてん茶工場をいろいろ整備をさせていたでいていますけれども、実際その整備した翌年から実際にてん茶が生産されまして、それが抹茶として輸出されるという流れになっておりまして、てん茶工場の増設に伴いまして、てん茶生産量が増えて、それで輸出額もそれに伴って増額するという流れになってございます。

○田畑委員 そう言いながら説明資料では翌年度繰越で二億六千万ぐらいあるわけですよ。この翌年度繰越の二億六千万円。これももう終わっているということなのか。てん茶工場はもうできていくわけ。だから、その辺が分からないから聞いたんですよ。令和六年にこの繰越が二億六千万あって、そして令和六年では六十三億円に輸出が伸びました、ということの意味が分からんわけです。工場はできていないのに、どうやってこれだけ輸出が伸びたのか、成果が。その辺の意味がわからないんですけれど。

○永井委員長 それではここで、昼食等のため休憩にしたいと思えます。答弁は、再開後をお願いします。再開は一時十五分といたします。

午前十二時 一分休憩

午後一時 十五分再開

○永井委員長 再開いたします。

○上山畜産流通対策監 すみません。午前中に元山委員から資料の五十九ページ

にある普通財産のことについて、牛がないということで御質問いただきました。牛につきましては、これまで経済連で「鹿児島黒牛」県もそうですけれども、鹿児島黒牛の名称で推進してきたということもございまして、牛につきましては、県経済連で商標登録を行っているところでございます。

一方で、昨年のPR事業におきまして、本県の和牛の飼養頭数が一番、そして、全共でも二連覇を達成しているということから昨年度、「和牛といえ、鹿児島県産。」をキャッチコピーとして、和牛日本一鹿児島県のロゴマークを作成したところでございます。このロゴマークにつきましては、まずは生産者、或いは食肉事業者等に積極的に活用していただくための取組を進めているところでございまして、このロゴマークの商標登録については関係課にも相談するなど、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○元山委員 はい。ありがとうございます。また、東京食肉市場まつりへの参加も控えていますので進めていただければと思います。よろしく願います。

○大迫特産作物対策監 すいません。田畑委員の方からの御質問でございます。先ほどの、かごしま茶産地力向上条件整備事業でございます。

こちらにつきましては二十二億六千万程度ですけども、こちらについては先ほど申し上げたように霧島で一地区、実際に事業を実施しております。繰越の二億六千七百万、こちらにつきましては、南九州市、あと志布志市、それぞれ一地区ずつ繰越をしております、本年度、建設中でございます。

調書にありました六十三・四億という輸出がございましたけども、これは、これまで本事業が活用しまして整備してきた工場の実績ということで、県トータルの輸出実績になります。

○田畑委員 この成果としては、この霧島まで整備をされた中での、これだけの成果が今年度は出ましたよ、という理解でいいですかね。

○大迫特産作物対策監 委員おっしゃるとおりでございます。

○田畑委員 ちなみにこの事業に申請を上げて、採択されなかった事業者はあるんですか。

これだけ六千万まだ、不用額がありますよね。こういうのも含めて、また他にもそういう手を挙げて採択されなかったというような事業者はあるんですか。

○大迫特産作物対策監 工場建設については地元との協議を含めまして、それぞれ産地の方で整備予定されている地区については今のところ、予算の方で対応させていただいているところでございます。

○田畑委員 はい。漏れはないという理解をしました。もう一つの基腐について、説明資料の四十四ページ、成果調書の四十八ページの中で、これだけの予算を上げて大分、基腐も減ってきているとは思っています。成果として、現状どうなのか、お示しいただきたいと思えます。

○大迫特産作物対策監 基腐につきましてはこれまで地域PT等活動を通じまして、関係者と一体となりまして取り組んできた成果ですが、直近で言いますと、令和六年度実績で約一〇%というところまで被害は軽減しているところでございます。

今年産の状況につきましても、一部、やはり発生の地域というのはあるんですけども、率的にはさらに昨年の半減に近いものということで今、聞いているところでございます。

○田畑委員 四十八ページの説明の中で、民間育苗業者等へ七事業主体補助してると思っていますけど、この七事業所をお示しいただきたいのと、またこの下の地域PT等の六事業者、これどういう理由でこの七事業者、六事業者が選定されているのか。

○大迫特産作物対策監 当事業の対象者につきましては公募をさせていただいております。今、七事業者ということなんですけれども、こちらについてはそれぞれ県内くまなくあるんですが、北薩と大隅、あと熊本にございまして、北薩で二業者と大隅で三業者、あと熊本で二業者、こちらの方に肥料なり農薬、そういったところの支援をしているところでございます。

七地区の関係ですけれども、こちらの方、基腐病の指導体制強化というところで、それぞれ鹿児島、南薩、北薩、あと始良・伊佐、大隅、熊本、それぞれの地区におきまして、県全体の供給体制の検討なりそういった周知なり研修会の開催とか、そういったところの活動費を助成するというところでそれぞれの推進会議、あとPT、プロジェクトチームの方の支援をしているところでございます。

○田畑委員 この七、六事業者とも南薩地域が入ってなかったと思うんですけど。

これは、申請がなかったという理解でよろしいんですか。

○大迫特産作物対策監 二回に分けてまして公募をかけているところですけども、南薩の事業者からは応募がなかったというところでございます。

○田畑委員 わかりました。はい。いいです。

○上永田かごしまの食輸出・ブランド戦略室長 午前中、田畑委員からGAPの指導員研修の参加者四十二名に対して予定はどうだったのかというお尋ねございました。予算上の予定は四十六名でございました。以上でございます。

○岩重委員 審査説明資料の中の経営技術課と畜産振興課と家畜防疫対策課にそれぞれ一問ずつ質問します。

資料の中の二十九ページが一番下、調書では六十六ページになります。スマート農業導入促進事業のところ、不用額が三分の一ほど出ておりまして、このスマート事業導入促進事業が、恐らくこのスマート農業推進方針に基づいてされたものだと思うんですけども、中種子、志布志、南さつま、鹿児島市、西之表市それぞれ理解促進のための一定の参加者はいらつしやるようなんですけれども、この利用というのが、三分の一ぐらい残ってしまったのはなぜでしょうか。

○四宮経営技術課長 はい。稼ぐ力を向上するスマート農業導入促進事業の不用額についてですけども、こちらにつきましては、ソフト的な取組の不用額というよりも、国の補正で、スマート農業の農業機器を導入する際の支援事業を組んでおりまして、一つは、国の令和五年度の事業で、令和五年繰越を六年度に繰り越したものがありまして、そのうち執行残に当たるものが大きかったというのが一つ。それともう一つは、令和六年度の国の補正事業がありまして、こちらの方を三月に補正を組まさせていただいて、その部分を全部、令和七年度に繰越をしているという部分、それと、繰越をする際に、国の内示があるんですけども、補正予算と内示額の差額が不用額として落としてしまっているということ、その二つを合わせるとこの三千七百万あまりの不用額になっているということになります。

○岩重委員 はい。わかりました。ということはスマート農業についてはある程度興味を示されて、例えば問い合わせだったりというのがあるということ、理解をしてよろしいでしょうか。わかりました。

では続いて、審査説明資料の五十三ページの一番下、成果調書は五十六ページ。畜産基盤再編総合整備事業についてです。このところで、資材や労務者の入手難ということが、繰越の不測の日数を要したことによるというところで書いてあるんですけども、この状況を現状もあわせまして、教えてください。

○**児島畜産振興課長** 令和六年度の繰越についての御質問でございます。まず一つは、不測の日数を生じたと記載しております一つの例でございますけれども、一つは用地取得ですが連絡の取れない相続人がいて、どうしても取得手続に日数を要したというのが一件ございます。これは、始良と北薩地域で実施している事業の一件でございます。もう一つは、昨年八月の台風災害復旧に係る事業を優先したことから、離島への資材、労務者、作業をする方の確保ができないということ、この事業が日数を要するという事になっております。これが、三島、十島、それから奄美、徳之島という形の四地域でこのような事態が発生いたしました、繰越をさせていただいております。

○**岩重委員** はい。わかりました。ではまず、その作業する人たちがそちらの災害対応にかかってしまったからという認識だということがわかったので、ありがとうございます。教えてください。

最後に家畜防疫対策課に質問します。審査説明資料の六十四ページ、成果調書は十七ページなんですけれども。これの自衛防疫強化総合対策事業というところですね。これが、「当事業辞退のため」ということが書いてあったんですけれども、ここについて教えてください。

○**藏園家畜防疫対策課長** はい。自衛防疫総合対策事業のうち、一旦農家の方から要望があった件で、辞退された事例がございました。この農場については、養鶏場の中に細霧装置、霧状の消毒薬を外部に向けて、ウイルスが入らないようにするハード事業を採用する予定でございました。このハード事業は、フィルターを設置するという事業もございまして、結構高額なものになるということでございます。またフィルターをつけたり、もしくは細霧装置をつけた場合に、床面が濡れるとかいったことで、当初手を挙げていただいたんですけれども、換気量が減少する可能性があるとか、あと、育成率に影響があるんじゃないかといった不安を抱えた農家さんがいらっしやいまして、さらに、この年度で申しますと暑熱

で、夏が暑かったということで、暑熱対策に係る経費負担が増し、資金繰りが厳しくなったということで辞退をされたと聞いているところでございます。

○**岩重委員** はい。わかりました。ただ単に事業辞退というのが装置の方をきちんと精査した結果ということがわかりましたので、はい、了解いたしました。ありがとうございます。

○**柳委員** 審査説明資料の四十四ページになりますけれども、フラワーパークかごしまの管理の件で、フラワーパークの維持補修の事業について、まずお伺いしたいと思えますけれども、令和六年度においてどういう補修工事を行ったのか教えてください。

○**町田農産園芸課長** 六年度のこのフラワーパークの維持補修事業につきましては、エントランスホールの空調設備の更新というものが、多くの事業費を占めてございます。また、その他のトイレの便器の交換とか、浄化槽のフロースイッチの修繕、そういったものを実施しているというところでございます。

○**柳委員** わかりました。その下もフラワーパークかごしま民間活力導入可能性調査事業というのがありますよね。これが、民間の活力を使って、今後どういうふうにしようかという調査をしているんだと思うんですけども、この事業の調査がどうだったのかですね、また県としては、今後、決算なんですけれども、この調査を受けて、今後どういうふうにやっというかと考えてらっしゃるのか、教えてください。

○**町田農産園芸課長** フラワーパークにつきましては、平成八年に開設しまして、三十年年近くなるというところでございますので、近年コロナ禍の影響もあり、入園者数が十万人前後で推移して、開園当初は三十万人程度あったんですが、非常にこの集客、収益というところに課題があるということで、民間の活力を入れてその収益力、集客力も合わせて向上できないかということで、昨年の三月補正でその調査事業を組まさせていただきました今年度、民間の方に委託をしまして、調査を進めております。

今後、いろいろな民間の方から参入意欲とかアイデアとか、こういったサウディング調査を十月からすることとしておりますので、そういった御意見をいただきながら、併せて、いろいろなりニューアルみたいな提案があったときに、

どのぐらいの事業費なのか、また運営に関してどのぐらいコストがかかるのか、そういった試算もしながら、持続可能な方法で、そのフラワーパークというのにもぎわいのある施設といえますか、集客力、収益力のある施設という方向に整備をしていきたいと考えております。

○柳 委員 はい。もう大分前からあそこのレストランももうなくなってます。たということ、あそこすごくやはりいいところで私も何度も行くんですけども、あそこにはやはり食べる場所が何かあればいいというのは、よく県民の皆さんからもお話をいただくところですので、ぜひそういった民間の調査を受けて、県としても、あそこがもつともつとこうにぎわうようなですね、素晴らしい花の種類もすごいですし、植栽も本当に綺麗にさせていただいているので、もつともつとあそこを生かせる対応とさせていただければと思います。

もう一点、説明資料の五十三ページになります。鶏卵価格の安定対策事業というのがあるんですけども。この事業を見ますと、この生産者積立金の一部を助成しましたということなんですけれども、少しわからないので教えていただきました。いんですが、鶏卵価格の安定対策事業に係るこの生産者の積立金というのが、どのようなもののかをまず教えていただければと思います。

○児島畜産振興課長 はい。鶏卵価格安定対策事業についての御質問でございます。生産者積立金については、一キロあたり一・四五円（三・二三円へ訂正発言あり）を積み立てております。そのうち、県の方は〇・二円の一部助成をさせていただいて、そのような事業でございます。鶏卵価格安定対策事業については、鶏卵は、今最近の動きの中では高値で推移しておりますけれども、一時期はこの高値になる前までは、二百円前後で動いていて、一定の額が下がれば、その部分をこの安定対策事業の中から補填をするという制度でございます。

○柳 委員 おっしゃるように、もう昨今のこの高騰というのがもう目をみはるものがある、たまにセールでやって二百三十円ぐらいと。あとはもう四百円を超えるような卵も出回っておりますので、こういった積立金を活用することによってこれまで、何とかを維持できたのかなと思うわけですけれども、今後に向けてはやはり鶏卵農家さんも今の価格をおそらく正常な価格に近づいてきたのかなというところなのかなと思うんですけれども、消費者からすればやはり、高く

て買えないよという声もあるわけですので、この積立金というのは、一定程度の価格が落ちた場合にこれを補填をするということなんですけれども。今はこの高騰によって、今度積立金とそのまま積み増しをしていくという考えなんですか。

○児島畜産振興課長 はい。業務対象年間が三年間の業務対象年間を実施しております。三年間、この基金については直近を申しますと、昨年の八月から発動をしていない状況ということは、先ほど申しましたように価格がある程度、高くで取引をされているという実態でございます。これに価格の設定につきましては、当然資材価格等を踏まえて国の方で定めてございますので、生産、物価上昇等のものは見ながら価格設定をしている状況でございます。

○柳 委員 わかりました。鶏卵農家さんもすべての農家さんがこの積立金をやっているということ、よろしいでしょうか。

○児島畜産振興課長 すべての農家かどうかというのは分からないんですけども、卵の場合には個人で経営をされているという方々は、ほとんど少ない現状です。インテグレーション化されており、マルイ農協さんとか、JAさんのグループであったり、ほとんどの方々、そのグループの中で出荷をされておりますので、私どもとしては、ほとんど多くの方々、これに加入をされていると考えております。

○いぬぶし委員 調査の八ページです。鳥獣被害対策推進事業について伺いたします。一番下、農作物被害額が令和三年度からずっと書いてございまして、令和六年度については五億四千万円という記載がございまして、減少傾向だったように見えますが、六年度については被害額が増加している状況であります。その上に有害鳥獣捕獲頭数が記載されております。令和六年度においては、六万頭弱ということで数字が載っておりますけれども、まずこの数字について、主な内訳、サル、シカ、イノシシ、ヒヨドリとかあるんですけれども、数字を教えてください。

○前迫農村振興課長 はい。有害捕獲の内訳ですけれども。主なものとして、イノシシが約二万六千頭、それからシカが二万二千頭となっていて、ところであり

○いぬぶし委員 サル、ヒヨドリはいかがでしようか。

○前迫農村振興課長 サルの方が約八百頭です。それから、ヒヨドリが約二百二十羽になります。

○いぬぶし委員 はい。承知をいたしました。市町村への支援ということで、三つほど書いてございまして、その二の方、市町村活動支援ということで、一番下の方に捕獲活動経費の助成ということで二十九市町村に助成をしているという中で、それぞれの市町村で猟友会さん等々と協力しながら、捕獲していると理解をしているわけですが、猟友会も、高齢化だったり会員の減少があったりして、十分にこの捕獲頭数が達成されていたのかどうか、被害防止という観点から、この点について令和六年度についてどのような評価をされているのかお聞かせください。

○前迫農村振興課長 おっしゃるとおり、捕獲従事者の方も高齢化が進んでいますので、捕獲頭数の方も非常に捕獲する方も大変だと思っておりますけれども、現在のところ、約六万頭前後で推移していますので、県としましては、いろいろな研修会とかを活用して捕獲頭数が増えるように対応していきたいと思っております。

○いぬぶし委員 ヒヨドリの捕獲頭数が二百二十羽ということで、農作物の被害額がヒヨドリについては、あがっているんですね。令和六年度で確か二億二千万ほどだと思いますけれども、この対策はどのような対策をされたのか。令和六年度についてですね。それをお聞かせください。

○前迫農村振興課長 ヒヨドリの被害防止対策としては、防鳥ネットや寒冷紗等で作物を被覆することが一番効果が高いと思われるんですけども、やはり大面積とか、露地野菜等は現実的に設置にかかるコストとか、或いは労力等から非常に困難であると考えているところなんです。このため県としましては、音や視覚などの刺激による追い払いや、或いは残渣を残さない、潜み場をなくす等の取組を総合的に講じることがいいということで、現場においてそのような指導をしてきたところでありまして。

○いぬぶし委員 様々な活動として鳥獣被害の防止、軽減をさらに図っていただければと思います。以上です。

○大久保委員 審査説明資料の八ページ、大隅加工技術研究センターの運営事業の方で六十六万八千円、高圧ケーブルの不具合に伴う修繕費及びから充ててらっしゃるんですが、これは、不用額が運営事業の方ではあるんですが、不用額ではなくてこの場合は予備費を充てるという形にしないといけないんでしょうか。

○上永田かごしまの食輸出・ブランド戦略室長 予備費ですが、費目の違いもあったかとは思いますが。年度末に近いところで、不具合が生じたものですから緊急に予備費を充用させていただいて、緊急に対策を講じたということでございます。以上でございます。

○大久保委員 わかりました。それは不用額が確定する前の年度末の不具合だったので予備を充当したとそういう理解でよろしいですかね。もしそれであれば、予算的に余裕があれば、予算の中でやったことだということでも理解したいと思えます。それでよろしいですか。

○永井委員長 答弁を保留して、次の質問に、

○大久保委員 はい。審査説明資料の五十一ページ。生産物売払収入収牛の収入の方なんですが、六千八百万円ほど減額となっているところなんですけれども、この動きとしては、どういう背景でこれが下がったという状態なのかを教えてください。

○児島畜産振興課長 はい。生産物売払収入の御質問でございます。この分については約六千万円ほどですけども、肉用牛改良研究所の精液売払収入の不足分でございます。約二億円を予定しておりましたけれども、令和六年については一億三千三百万円という形で約六千万円のマイナスが出たということでございます。精液売払収入の分でございます。

○大久保委員 いや、ですから精液売払収入の分が減った背景を教えてください。

○児島畜産振興課長 はい。鹿児島県では御承知のとおり、県有牛はじめ、民間の種雄牛もございまして。鹿児島県の肉用牛改良研究所には約四十五頭の種雄牛がおりますけれども、民間の種雄牛については、十二戸、約百頭の種雄牛が県内に飼養されております。どうしても生産者、農家さんについては、その都度都度の交配、それから、人気のある種に動く傾向が一部ございます。そういうことで、県有牛の使用割合が、現在約三十%となっております。この部分がこれまでより

も下がってきた原因は、生産者のやはり種雄牛に対する見方、考え方、それから、二代三代のかけ合わせ、そういうものに対する若干県有牛の利用が今下がってきているという状況でございます。

○大久保委員 肉改研においては、これまでも歴代、素晴らしい種雄牛を開発されてきたところでございます。これからもその動きは続けていただきたいと思っております。まだ昨今、競り市に行くとか非常に価格が低迷している中で、生産者による生産調整というののもやはりかかっていたり、民間の種雄牛の販売、民間の取組も頑張っているところもあるかと思えます。これらがやはり、相まって鹿児島県の牛の高いレベルに繋がっていくのではないかとこのことを期待しているところでございます。よろしくお願いたします。

次に審査説明資料七十二ページです。土地改良費の件で伺います。今朝の新聞の報道等で、耐震性の問題においてファームポンドの方が耐震性が悪い施設が全国的に二十六施設ほど見られたと報じられておりましたけれども、この二十四年度のこれらの取組の中では、鹿児島県が取り組んだものにおいては、耐震性の問題が生じた施設というのはなかったのか伺いたいと思えます。

○鍋田農地整備課長 委員御質問のとおり今朝の新聞等々で、ファームポンドの耐震性に関する記事が載っております。これにつきましては、背景から申しますと、国の基準が二種類ございまして、そのとり方というところで農水省の方に会計検査院から指導が入ったというところでございます。

御質問が二十四年度の事業で耐震性に問題がなかったかという御質問でございますけれども、二十四年度の事業につきましては、問題はないところでございます。なお、鹿児島県で先般、昨年度、会計実地検査がございまして、県内で一地区該当する地区があったんですけれども、今現在のところ耐震性には問題ないと、あと国の今後の検討結果を踏まえて、対応する必要があるかどうかというのは、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○大久保委員 はい。会計検査院の検査によるところで発覚した部分ということで、すべてが解決した話じゃないという御答弁もございました。そういった状況においては今後、既存の施設の確認、また、新たな設備の整備等々については、こういった耐震性の高度化についてしっかりとまた利用されて、取り組まれてい

くことを期待申し上げます。

最後に、同じ資料の八十二ページ、実用新案権について伺います。この部分は二百四十九万円ほど収入を見ているところですけれども、具体的にはどのような実施による収入だったか。伺いたいと思えます。

○梅北農地保全課技術補佐 御質問の実用新案権の件でございますけれども、こちらの方はほ場に設置する畑かん用のスプリンクラーを地中で固定するためのコンクリート製の二次製品の実用新案権でございます。

これにつきましては、職員による勤務発明で実施されたものでございまして、令和四年度に三社と契約を締結しております。六年度の実績としましては、このスプリンクラーの基礎のブロック、ライザーブロックといいますが、このブロックの方が千四百六十四個販売されております。売上げとしまして八千三百一十一万五千五百円というのが売上げになっておまして、その三%にあたる二百四十九万三千四百六十五円が、県に入ってきたということでございます。以上でございます。

○大久保委員 このほ場のスプリンクラーということなんですけれども、これは実際、どのような作物を生産するほ場での利用になっていっているんでしょうか。

○梅北農地保全課技術補佐 こちらの方のスプリンクラーの基礎につきましては、主に奄美地域、サトウキビ畑で使うスプリンクラーなのですけれども、どうしてもサトウキビ自体が、背が高いといいますが、その都度高く成長しますので、それ以上に高いところから水を撒く必要があるということで、その分地中で固定するものが、コンクリートブロックが大きくなるということで、それを二次製品として開発したということでございます。以上です。

○大久保委員 はい。わかりました。こちらの職務に真剣に取り組んでいる職員の皆様方の知見が結集した取組のあらわれの一つかなと思えます。こういう形でまた様々な本県の農産物の生産向上に成果を出す取組を行うことを期待して質問を終わります。

○上永田かごしまの食輸出・ブランド戦略室長 先ほどの大久保委員からの御質問でございます。やはり年度末近い頃に落雷によって、高圧ケーブルに不具合が生じたわけございまして、その時点での執行見込み等を鑑みたときに、需用費

が不足しておりまして、いろいろ課内の予算等々も検討しながら画策したんですけれども、なかなか足りずに、結果として予備費を充用させていただきました。その後も、納期も三月以降までかかったところもありまして、執行見込みとの調整がつかずに、結果的に不用が出たということでございます。以上でございます。

○しらいし委員 審査説明資料の六十六ページの財産に関する説明書の中で先ほど田之上委員の方からも質問がございましたけれども、始良家畜保健衛生所のこの敷地が一万平米程度載っているんですけど、これは、今の移転予定地を含めた面積なのか、始良だけの面積なのか教えてください。

○藏園家畜防疫対策課長 今委員の御指摘のございました一万平米につきましては、新しく移転する先の新始良家畜保健衛生所の敷地面積ということになります。

○しらいし委員 先ほどの質問の中で順調に施工が進んでいけば今年度完成ということでおりますけれども、今の現、始良家畜保健所の平米数、並びに今後の予定がわかれば教えてください。

○藏園家畜防疫対策課長 今の始良家畜保健衛生所の土地につきましては、今始良市からお借りしている土地でございますので、今後の予定は我々の方では把握していないところでございます。

○しらいし委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

○森 委員 審査説明資料十四ページ。成果に関する調書九ページ。今回のグリーン・ツーリズムの農泊推進事業についてお伺いいたします。

この中で、こちらの調書では、いろいろな研修会等々と今回特に改善されたのが、受入れの手引きの改正等があり、このアウトカムにも民泊数だったり、農泊地域数、そしてこの体験型教育旅行の生徒数が順調に伸びている形で記載をされています。

今回、二百三十八万をかけて様々なことをされていると思いますが、一方で、このグリーン・ツーリズムと並んだブルー・ツーリズムも、県として一緒に取り組んでらっしゃると思うんですが、そちらの予算は四百十円で、ホームページ等を更新したことが中心に書かれているんですけども、ホームページでも今回作っている「かごしまの旅」のサイトを使いながらブルー・グリーン・ツーリス

ムという一体的になったホームページのつくりになつてはいるんですね。

なので今後どのように関連部署と連携を取り、予算立てもそれぞれ別々にやっていきながら、こちらの方が二百万ぐらい少ないので、どういうすみ分けでやっていかなければ、これからもこれを発展させていくのかを教えてください。よろしくお願いいたします。

○久保むらづくり企画監 グリーン・ツーリズムの取組に関しての御質問でございます。グリーン・ツーリズムにつきましては、本県の方では「かごしまグリーン・ツーリズム協議会」という協議会が県域の組織でございます。それに加えて、各市町村ごとに地域のグリーン・ツーリズム協議会の方がございます。

私どもとしては、県の広域グリーン・ツーリズム協議会と、いろいろ連携しまして、ここに記載されていますいろいろな農家民泊を新たに開業したい方々に対してのアドバイザー派遣による研修でありますとか、或いは農家の方々、広くですね、新たにまた農泊とか、こういった取組を始めたいという方々に対して、少し広い意味での農泊のいろいろな他県の事例とか含めた研修をやっているところでございます。

今、ホームページのお話もございましたけれども、私どもの県のホームページもございますけれども、今グリーン・ツーリズム協議会さんいろいろな地域の農泊できるような施設の紹介などを掲載しているところでございます。それから先ほど観光サイドとの連携というところでございますけれども、このページとはまた別なんですけれども、村と繋がる、農村体験のモニター事業もやっておりまして、その辺のものにつきまして企画のプログラムをいろいろ作るんですけども、それで、完成した商品というものを「かごしまの旅」さんにも掲載させてもらうということで連携を図りながらやっているところでございます。

ただ委員の方からも御指摘がありましたように、私どものホームページも充実をさせていかないといけない。農泊実践されている方からもいろいろと情報発信を幅広くして欲しいという御要望もございまして、今年その辺の見直しをやっていくところでございます。以上です。

○森 委員 せっかくなので取組をしていて、一つは教育旅行という形で来ていただく方々が増えているという現実があって、先ほど言ったブルー・ツーリズム、

グリーン・ツーリズムでホームページも一体化になっているんですけど、これが中心にどうか、旗振り役というか、それぞれ部署があつて、観光の側面もあつて、しかも教育旅行という側面があつて、ホームページはまとまって誰かが作っているわけですよ。これホームページそれぞれが投げて、「かごしまの旅」さんでやってもらっているのか、それとも県として戦略的に教育旅行としてやっているかという位置付けがあるのか、そこを教えてくださいませんか。

○久保むらづくり企画監 教育旅行に関しましては、県のPR観光課の方とも連携しまして、例えば関西方面とか、関東とか、教育旅行の受入れが多い現状にございまして、そちらの方と連携して関西の方に出向きまして、あちらの学校へ対しましてこちらの鹿児島県のいろいろな売り込みも実施したりしております。

それから、PR観光課の方と連携して教育旅行の情報収集、情報発信というところで、いろいろ打ち合わせ協議等しまして、進めているところでございます。

○森 委員 そうしましたらPR観光課がしっかり進んでやっていると認識はいたしました。今回のこの事業の中でインバウンドの件についても、個々に検討された内容が結局は受入れ拡大に向けた調査を実施をされていますし、ランドオペレーターの方々の検討会も行っているんですが、こういったグリーン・ツーリズムについての一方は教育旅行という形でしっかりやっていく中で、このインバウンドの各受入れ拡大の調査実施、そしてランドオペレーターの検討会の実施でどういった方向に進もうとしているという話が出ているのかを、お示しいただけないでしょうか。

○久保むらづくり企画監 昨年度インバウンドの受入れ拡大に向けた調査を実施しておりまして、この中で農家民宿を営業されている方が、運営されている方が約八十三施設ほどございまして、回答いただいた施設が五十一施設あるんですけども、その中でインバウンドを受入れ可能であるという施設が三十三施設ございまして。その中で、言語的などところで英語対応できたりとか、他の外国語対応できるのか、いろいろなツールを使った形でできるのかとか、受入れ可能状況を調査したところでございます。

それからランドオペレーターとの意見交換会でも、言語的などところとか、あとは食関係のハラル、アレルギー関係などもいろいろ課題があるということ、今

年度またそういった実践者向けの受入れ拡大のための研修会を実施していく計画にしているところでございます。

○森 委員 最後要望させていただきたいと思えます。先ほどのホームページについてもグリーン・ツーリズムとしても、こういったところにも載せたほうがいいんじゃないか、一方では、県としてまとまってしっかり戦略的にやっていく必要んじゃないか。今言ったインバウンドの需要の件だとかランドオペレーターの話とかも、これは農泊だけのことでやっていますけども、当然ブルー・ツーリズムとも同じことをやる必要があると思えますし、その上にしっかりと観光が見てやっていく中でそれぞれの部署ごとにやる方がいいのか、それともきちりとまとまってその地域の農業だったり、漁業だったり、そういった方々との場所を作っていくかを、今後きっちり検討した方がいいと思うんですね。

今せっかく立ち上げてうまくいっているのだからこれでもいいと思えます。なのもしっかりとした、さつき言ったホームページへの展開であったり、海外へのまた関西関東への展開だったり、そもそもこの聞き取りだったりするなどの形をしっかりと作っていくかないと、どこかの部分だけ抜け落ちてしまう可能性があると思うので、そうした取組をしっかり行っていただきたいと要望して終わります。

○永井委員長 他にございませんか。

○児島畜産振興課長 先ほどの柳委員の鶏卵価格安定対策事業で答弁させていただいた件について、訂正を一点お願いさせていただきたいと思えます。

生産者積立金の額を、私は一・四五円と答弁させていただきましたけれども、これは令和五年度が一・四五円で令和六年度は三・二三円でございます。県の助成額は〇・二円は変更はございません。失礼いたしました。

○永井委員長 それではこれで、農政部の審査を終わります。

執行部の皆さんは退席されて結構です。ご苦労様でした。
ここで執行部入れ替えのため、十分間の休憩をします。
再開は二時二十分といたします。

午後二時 七分休憩